

射水市生涯学習振興指針

～地域における生涯学習の振興～

平成23年2月

射水市教育委員会

目 次

1 はじめに

1 生涯学習とは	1
2 射水市の生涯学習の振興	1
3 射水市のこれまでの生涯学習振興	2

2 生涯学習振興指針

1 射水市のこれからの生涯学習振興	4
2 生涯学習振興の視点	4
3 生涯学習振興の具体的な取組	5
4 生涯学習振興の推進体制（概念図）	6

資 料

射水市生涯学習推進委員 資料 1

射水市生涯学習推進協議会 資料 2

第1章 はじめに

1 生涯学習とは

生涯学習とは、自己を高めることや生活の向上、或いは、職業上の能力の向上を目指し、各人が自発的な意志に基づいて、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習する活動です。

その活動は、学校教育や社会教育のように意図的、組織的な活動の中で行われるだけでなく、個人が取り組むスポーツ・レクリエーション、ボランティア活動の中でも行われるものです。

平成18年12月に改正された教育基本法では、生涯学習の理念を「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現を図らなければならない。」と規定しています。

2 射水市の生涯学習の振興

射水市のまちづくりの目標は、平成19年1月に制定された「射水市民憲章」に定められています。この目標を実現するため、平成20年度から「射水市総合計画」に基づいて、福祉、環境、産業、教育などの部門施策に取り組んでいます。

まちづくりの目標の実現を担う主役は、市民一人ひとりです。

まちづくりは“人づくり”と言われており、生涯学習はその基盤となる重要な役割を担っています。市民一人ひとりが“学び”を通じて人間関係を育み、個々の学習や学習の成果が社会に活かされる「学びの循環」が「市民の力」、「地域の力」と繋がっていくものと考えます。

市 民 憲 章

射水市は、雄雄(おお)しい立山を東に仰ぐ富山県のほぼ中央に位置しています。

「いみず」という地名は、わが国最古の歌集「万葉集」の中にもすでに表われています。

わたしたち市民は、この風土と歴史、輝かしい文化と産業を、誇りと責任をもって未来へと引き継ぎ、一人ひとりが豊かに、よく生きるまちをつくりあげるため、ここにこの市民憲章を定めます。

- 一 まもろう 海、川、野そして里山に生命(いのち)あふれるまち
- 一 育てよう 心身ともに健やかで明るく潤(うるお)いのある家庭を築くまち
- 一 生みだそう 学びと勤労に励み安らぎとにぎわいのあるまち
- 一 創りだそう 文化を受け継ぎ産業をさかんにし豊かで活力のあるまち
- 一 深めよう 世界に開かれた人の和のゆき交うまち

(平成19年1月1日制定)

3 射水市のこれまでの生涯学習振興

教育委員会では、すべての市民が楽しく活動的に過ごせるよう、本市の豊かな自然や歴史・文化資源等の地域特性を活かした魅力ある学習機会の提供、学習成果の発表の場の確保、高等教育機関や企業と連携した講座の充実等、多様で自主的な生涯学習活動の支援体制を強化し、魅力ある生涯学習のまちづくりを目指しており、総合計画の施策体系の「生涯学習活動の推進」、「地域・家庭教育の充実」に位置づけ、次のように取り組んでいます。

(1) 生涯学習推進体制

地域の特性を活かした魅力ある学習機会の提供や学習の成果の発表の場など、生きがいを持って豊かに過ごすことのできる多彩で自主的な生涯学習活動の支援体制を推進します。

① 学習機会の提供

ア 公民館

地域住民の多様な学習ニーズに対応した講座開設を地域振興会に委託し、幅広い世代間での交流や学び、高齢者・家庭教育・女性（婦人）学級等の実施
生涯学習関連情報の提供や公民館サークル等の支援・育成

イ 博物館

射水地域の歴史や文化に関する資料、企画展示等を通じた学習機会の提供

ウ 図書館

一人ひとりの市民が本に親しみ、資料や情報を活用しながら自ら学習する場の提供

エ その他（勤労青少年ホーム、働く婦人の家、交流セミナーハウス）

次代を担う青少年の豊かな人間性と社会性を培うことや、働く女性、勤労家庭の主婦等の一般教養、就業支援等を体得する学習機会と交流の場の提供

オ 生涯学習フェスティバル

講演会（シンポジウム）や公民館サークルの発表を通じた学びと生涯学習関係者の連携、生涯学習活動の活性化を図る場の提供

カ 高等教育機関等との連携

大学等の専門性を活かした市町村連携講座の開催

② 社会教育団体等の支援・育成

青少年の健全育成や生活・社会的課題に取り組む社会教育団体への財政支援、生涯学習情報の提供、人材等の学習資源を相互に活用できるネットワークづくり
PTA、婦人会、ボーイ・ガールスカウト、青少年育成射水市民会議

③ 指導者・ボランティアの養成

公民館長、公民館主事研修の開催（県公民館連合会、市公民館連絡協議会）
家庭教育支援スキルアップ研修会の開催

(2) 地域・家庭教育の支援

自治会、婦人会、PTA、企業等を含む地域社会が、教育機能としての期待と役割を果たすために、地域の自然や教育文化施設、郷土の伝統芸能等を活用した体験学習や交流を促進します。

① 青少年の健全育成

ア 放課後子ども教室

子どもたちが地域社会の中で健やかに成長できるよう、放課後や週末等に安全・安心な居場所を設け、学校・地域との連携による交流活動を実施

イ 青少年非行の未然防止活動

少年補導員による街頭指導や青少年健全育成団体と連携し、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある環境から青少年を守る広報・啓発活動

ウ 社会教育団体等の支援・育成

青少年の健全育成や生活・社会的課題に取り組む社会教育団体への財政支援、生涯学習情報の提供、学習資源を相互に活用できるネットワークづくり

PTA、婦人会、ボーイ・ガールスカウト、青少年育成射水市民会議等

エ 成人式の開催

新成人の新しい門出を祝福するとともに、社会人として自ら生き抜いていくことへの自覚を促すよう激励する式典を新成人代表者会の企画・運営・協力により開催

② 家庭教育の支援

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性について、情報の提供や学習機会を提供

家庭教育アドバイザーの育成、スキルアップ研修会の開催

小学校の就学時健診等を活用した「子育て井戸端会議」の開催

第2章 生涯学習振興指針

1 射水市のこれからの生涯学習振興

平成23年4月1日から、公民館はコミュニティセンターへ移行します。

コミュニティセンターは、豊かな地域社会の実現に向け、「市民が主体的にまちづくり」を行う拠点施設であり、従来からの「生涯学習の場」としてだけでなく、新たに「地域づくりの場」、「市民交流の場」としての役割を担うものです。

本市においては、人が集い、学び合い、その学習の成果が地域づくりへと繋がる生涯学習の必要性は今日益々高まっていると認識しています。

公民館がコミュニティセンターに移行する環境変化に対しても、これまで築いてきた本市の生涯学習振興の考え方を継続することはもちろん、より多くの市民が集うコミュニティセンターの特性を活かした新たな生涯学習の推進など、これまで以上に積極的な生涯学習振興施策の推進が求められており、具体的には次項に掲げる視点に基づき、様々な取組を推進していきます。

2 生涯学習振興の視点

教育委員会では、これまでの生涯学習の充実に取り組んで来た成果を踏まえ、市民一人ひとりの主体的な学習、さらには、市民自らが地域課題を解決し、地域にあったまちづくりを実現するための学習を振興します。

このため、「学ぶ」、「活かす」、「繋ぐ」視点で、“学び”が循環する生涯学習を推進します。

学ぶ

— 生涯にわたる学びを実践する —

いきがいや地域の課題解決につながる学習など、ライフステージに応じた学習機会を創り、また、主体的に学び活動する生涯学習を目指します。

活かす

— 学習の成果を活かす —

学習の成果が仲間づくり、地域づくりへと広がり、地域の力へと結びつく生涯学習を目指します。

繋ぐ

— 豊かな学習資源を繋ぐ —

地域の自然、文化、或いは、豊富な知識と経験を有した人材を学習資源として活用し、地域の力として次世代へと繋いでいく生涯学習を目指します。

3 生涯学習振興の具体的な取組

特に地域における生涯学習の振興を図るため、①地域の学習活動の促進、②地域の学習を充実させる人材育成、③地域間交流の推進に取り組みます。

(1) 地域の学習活動の促進

コミュニティセンターで行われる各種学習活動やサークル活動を奨励します。

また、幅広い世代間での交流や学習、高齢者・家庭教育など地域の実情に応じた学級・講座開設を地域振興会に委託し、地域の主体的な取組を支援します。

主な取組

- ・生涯学習活動事業の実施（地域振興会委託事業）

(2) 地域の学習を充実させる人材の育成

地域住民の多様な学習ニーズに対応した学習メニューの企画、立案などに関して、指導・助言できる人材の育成に努めます。

主な取組

- ・射水市生涯学習推進委員の委嘱
（校下地区自治会単位の区域で組織される地域振興会の生涯学習推進者）
- ・生涯学習担当職員研修の実施（コミュニティセンターの実務担当職員）

(3) 地域間の交流の推進

各地区の生涯学習活動の取組の連携や情報の共有など、互いの地区の学習成果を学び合い、学習意欲を高め合うことで生涯学習の健全な育成が図られることから、各地区の連携を図る組織づくりと育成に努めます。

富山県公民館連合会に加入し、県下の生涯学習活動の取組や情報の共有など、地域を越えた交流を推進します。

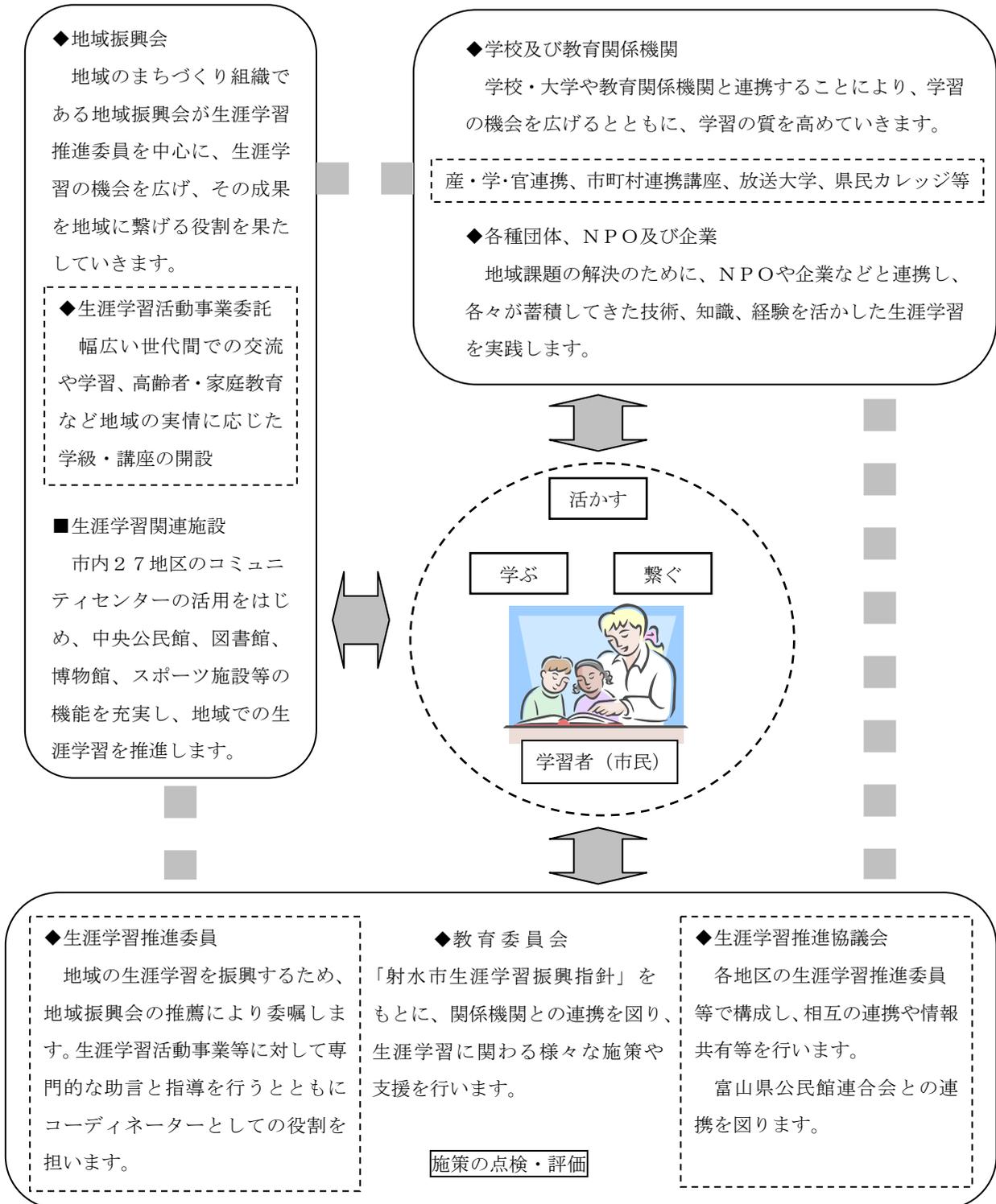
市域全体で取り組む生涯学習振興施策の事業展開や交流の拠点として、中央公民館の活用を図ります。

主な取組

- ・射水市生涯学習推進協議会の設立（生涯学習推進委員等で構成）
- ・富山県公民館連合会への加入
- ・射水市中央公民館の活用（学習講座の開設、生涯学習フェスティバル）

4 生涯学習振興の推進体制（概念図）

本指針は、本市の生涯学習を取り巻く環境の変化に対して、その振興を図る基本的な方向性を示したものです。引き続き、学習機会を提供する関係機関・団体、民間等の役割を踏まえ、協働の視点から生涯学習を推進します。



用語解説

地域振興会

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識を持ち、地域の課題を市民自らが解決し、地域にあったまちづくりを実現するため、地区の自治組織、女性組織、高齢者組織、体育組織、福祉組織等の地縁組織が連携・協力した組織。

市内27の校下地区自治会の区域を設立単位として組織しています。

協働のまちづくり

協働とは、よりよい地域社会を実現するため、「市民と行政が地域の課題やまちづくりの推進に対し、共に考え協力しながら課題の解決や事業の実施に取り組むこと」です。市民と行政との役割分担を明確にし、よりよいパートナーシップを築きながらお互いが対等の立場でまちづくりを進めることを意味しています。

生涯学習関連施設

社会教育施設は、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む。）が展開される行政施設として、公民館、図書館、博物館のほか、青少年・女性教育施設が挙げられます。「生涯学習関連施設」は、スポーツ、文化施設のほか、生涯学習を支援する施設としてコミュニティセンターをも含む意味として用いています。

学びの循環

市民一人ひとりが、学びを通じて、その学習の成果（知識や経験等）を社会活動に活かしていくサイクルの意味として、本指針で用いています。

地域の自然、文化或いは、豊富な知識と経験を有した人材を学習資源として活用した学びの実践の成果が、仲間づくり、地域づくりへと広がり、地域の力へと結びつく生涯学習を目指しています。

射水市生涯学習推進委員の委嘱

1 目的

地域における生涯学習の振興を図るため、射水市生涯学習推進委員（以下、「推進委員」という。）を委嘱します。

推進委員は、各地区で実施する生涯学習活動事業等に対して専門的な助言と指導を行うとともに、地区の生涯学習の振興に関してコーディネーターとしての役割を担うものです。

2 委嘱

推進委員は、校下地区自治会単位の区域で組織される地域振興会の生涯学習推進者として、「社会教育及び地域づくりに関する識見と経験等を有する者」を持って充て、地域振興会長の推薦に基づき、市教育委員会が委嘱します。

なお、任期は2年間とし、再任は妨げません。

3 職務

推進委員の主な職務は、次のとおりです。

- (1) 地区の生涯学習活動事業等への指導、助言及びコーディネート
- (2) 富山県公民館連合会の行事及び研修会への参加
- (3) 射水市生涯学習推進協議会の運営に関すること。
- (4) その他、生涯学習活動の推進に関すること。

射水市生涯学習推進協議会の設立

1 目的

射水市生涯学習推進委員相互の連携や情報の共有を図るとともに、生涯学習活動の健全な振興発展に寄与することを目的としています。

従来の地区公民館相互の連携や情報の共有により、公民館活動の健全な育成を図ることを目的としていた射水市公民館連絡協議会を射水市生涯学習推進協議会（以下、「協議会」という。）へ改め、その機能を継承するものです。

2 協議会の構成

協議会は、各地区の生涯学習推進委員等で構成し、事務局を教育委員会教育総務課に置きます。

3 協議会の事業

協議会の主な事業は、次のとおりです。

- (1) 生涯学習の振興に関する調査・研究及び研修会の開催
- (2) 富山県公民館連合会が主催する事業及び研修会等への参加
(委嘱事業、会報への寄稿、公民館・社会教育大会、研修会参加等)
- (3) 生涯学習フェスティバル等の開催
- (4) その他目的達成に必要な事項